

防府市夜間一次救急医療体制検討委員会設置要綱

令和5年10月6日制定

(目的)

第1条 防府市休日診療所設置条例第2条に定める医療機関における夜間一次救急医療体制を構築し、持続的かつ継続的に一次救急医療を円滑に運営するための医療体制を整備することを目的とする。

(組織)

第2条 防府市夜間一次救急医療体制検討委員会(以下「検討委員会」という。)の委員は、下記の団体等から推薦を受けた者をもって構成する。

- (1) 一般社団法人防府医師会 5人
- (2) 一般社団法人防府薬剤師会 3人
- (3) 防府保健所 1人
- (4) 地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センター 1人

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 夜間一次救急医療体制に関すること
- (2) その他夜間一次救急医療の円滑な運営のため必要な事項に関すること

(役員)

第4条 検討委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(役員及び委員の選出)

第5条 検討委員会の会長及び委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、一般社団法人防府医師会から推薦を受けた者とする。
- (2) 副会長は、一般社団法人防府薬剤師会から推薦を受けた者とする。
- (3) 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- (4) 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員 の 責務)

第6条 会長はこの会務を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健こども部健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。